

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答	拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
1	R4. 6. 3	R4. 8. 1	・東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の都立高校入学者選抜への活用について①② ・東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の活用について ・4教学高第688号「東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の活用について」	1	1															教育庁都立学校教育部高等学校教育課
2	R4. 6. 3	R4. 8. 1	令和4年度東京都教育委員会第8回定例会で報告された、東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）結果の活用についてに関して、不受験者の主な扱いに関して、専門家への意見聴取及び実施事業者とのやり取りなどの文書や図面及び電磁的記録					1											教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
3	R4. 6. 20	R4. 8. 2	損害賠償責任保険証券	2		1						1								教育庁指導部管理課
4	R4. 6. 3	R4. 8. 2	・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）説明会 次第、（2事業概要）（3ESAT-Jの実施）（4結果の活用）（令和4年4月28日実施） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）実施要項（案） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）説明会 次第、（1東京都教育委員会挨拶）（2事業概要）（3ESAT-Jの実施）（4確認事項）（5結果の活用）（令和4年5月20日、同月24日及び同月27日実施） ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）説明会【中学校対象】座席表（令和4年5月20日実施）	1	1														教育庁指導部管理課	
5	R4. 6. 3	R4. 8. 2	・東京都中学校英語スピーキングテスト事業令和4年度中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施及び説明会の開催について（依頼）【各開催通知】	1		1									1				職員個人のアドレスは、公にすることにより業務に関係のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
6	R4. 6. 3	R4. 8. 2	・●●公開質問状への回答 ・回答様式（●●）① ・回答様式（●●）② ・回答様式（●●）③ ・回答様式（●●）④	1	1															教育庁指導部管理課
7	R4. 6. 3	R4. 8. 2	●●が、●月●日に英語スピーキングテストに関して公開質問を東京都教育庁に提出し、●月●日に回答したことに関して、回答作成に当たり実施事業者とのやり取りの一切の文書、図面及び電磁的記録				1												本件回答作成に関して、実施事業者とのやり取りは行っておらず、文書を作成していないため	教育庁指導部管理課
8	R4. 6. 3	R4. 8. 2	・3教指企第2061号「中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）生徒・保護者向け資料の印刷」 ・中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）生徒・保護者向け資料 ・30教指企第1648号「東京都「中学校英語スピーキングテスト」におけるAI（人工知能）採点検証委託」 ・2教指企第1765号「東京都中学校英語スピーキングテスト事業に係る名称変更及び覚書の締結について」	1	1														教育庁指導部管理課	
9	R4. 6. 3	R4. 8. 2	・2018年度 東京都 AI（人工知能）採点検証 ・AI（人工知能）採点検証調査報告概要 ・AI（人工知能）採点検証 調査報告書			1						1	1						・事業者の社員名は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・当該資料は、事業者の事業活動を行う上でのノウハウ及び内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	教育庁指導部管理課
10	R4. 7. 29	R4. 8. 3	令和4年3月24日付けの中学校等別評定割合（個表）一都内公立中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の令和3年12月31日現在の評定（調査書記載の評定）状況一調査対象622校（中等教育学校、義務教育学校を含む。）のうち調査対象人員が40人以下の学校等を除いた575校	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
11	R4. 6. 20	R4. 8. 3	自動車保険契約申込書	10	1														教育庁大島出張所	
12	R4. 6. 20	R4. 8. 3	自動車保険証券	2		1							1						都立新島高等学校	

令和4年度 公文書開示（8月決定分）

令和4年度 公文書開示（8月決定分）